

【法律の規定】

(基本理念)

第2条第4項

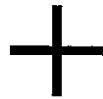
移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会は公平に与えられるよう配慮されなければならない。

(臓器の摘出)

第6条第1項

医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

<法改正>  
親族への優先提供  
について規定を追加



【親族への優先提供の意思表示】

第6条の2 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

【ガイドラインの規定】

第1 書面による意思表示ができる年齢等に関する事項

(略)臓器の提供先を指定する意思が書面により表示されていた場合は、脳死・心臓死の区別や臓器の別にかかわらず、親族に限定する場合も含めて、当面、当該提供先を指定する意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器の摘出は見合わせること。

(注1) 移植機会の公平性の観点から、提供先を指定する意思は、臓器を提供する意思としては取り扱われない。

(注2) 提供先を指定する意思とは、次の二つ。

- ①優先して特定の方に臓器を提供する意思
- ②特定の方に限定して臓器を提供する意思



【ガイドライン改正案の考え方】

提供先を指定する意思については、

- ①優先して特定の方に臓器を提供する意思については、法改正により、親族に優先的に提供する場合については、認められた。
- ②特定の方(親族を含む。)に限定して臓器を提供する意思については、移植機会の公平性の原則に抵触することとなるため、引き続き、臓器の摘出を見合わせる。